鹿屋市告示第 431 号

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　9　月　17　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　9　月　17　日　　決　裁

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する要綱（平成31年鹿屋市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第７条第１項」を「第７条第１項第２号」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。